

## 平成28年度 第1回 奈良県環境審議会議事録

日 時 平成28年9月1日(木)  
午前 10時00分～12時00分  
場 所 奈良商工会議所 5階大ホール

【出席委員】 (会長) 久委員、(副会長) 中澤委員、藤井委員  
浅利委員、中野委員、樋口委員、増田委員、小泉委員、宮本委員、田中惟允委員、  
山本進章委員、池森委員(代理:原口氏)、池田委員(代理:中川氏)、徳田委  
員(代理:三上氏)、坂口委員、高崎委員、田中俊雄委員、山本有子委員、米田  
委員

### 【議 事】

- (1) 徳本砕石工業株式会社 採石場拡張事業に係る環境影響評価準備書に対する意見について
- (2) 重阪最終処分場拡張事業に係る環境影響評価準備書に対する意見について

【久会長】

それでは、議事に移らせていただきます。「徳本砕石工業株式会社採石場拡張事業に係る環境影響評価準備書に対する意見について」です。本案件につきましては、平成28年4月4日付けで、知事より当審議会あてに諮問があり、環境影響評価審査部会にて審議を行ってきたところです。それでは、環境影響評価審査部会の藤井部会長より、その報告についてご説明をお願いします。

【藤井部会長】

徳本砕石工業株式会社採石場拡張事業に係る環境影響評価準備書につきまして、平成28年4月4日付けで奈良県知事から諮問があったことを受け、環境影響評価審査部会では5月13日、7月8日、8月1日に環境影響評価審査部会を開催し、各委員から専門的知見により意見をいただいて審議を行い、とりまとめましたので報告します。事業概要、準備書の概要、部会審議の概要及び部会報告につきましては、事務局の方から説明していただきます。

【事務局（柳原課長、高木補佐）】

（資料1～6に基づき説明）

【藤井部会長】

以上をもちまして、「徳本砕石工業株式会社採石場拡張事業に係る環境影響評価準備書について」の報告を終わります。

【久会長】

ありがとうございました。ただ今説明のありました本案件につきましては、委員各位のご意見を伺ったうえ、本日、答申をとりまとめたいと思いますので、ご意見・ご質問等がございましたらご発言をお願いいたします。

【中澤委員】

資料3の9ページで、大気質の予測結果の数値が出ていますが、目標値が10に対し、予測結果は小数点以下が2桁になっている。記載の仕方に決まりがあるのでしょうか。

【久会長】

ありがとうございます。有効桁数をどこまで細かく見るのかということですね。

【事務局（梶田理事）】

9ページに限って申し上げますと、大気質・粉じんについての法定基準はありません。この目標値「10」というのは、道路環境影響評価で国が用いている数字であり、これを上限として設定しています。予測結果の精度を小数点2桁まで採用しているのご理解いただければと思います。

【中澤委員】

予測結果で小数点2桁まで記載しているのは意味があるということですか。

【事務局（榊田理事）】

目標値に対しての数字として、事業所が得た調査結果であると理解しています。

【久会長】

微妙な数字、例えば9.999や10.0001になると、精査する必要があると思いますね。

【中澤委員】

予測の段階でそこまでの精度で予測できるのでしょうか。

【久会長】

非常に難しいとは思いますが、どの段階で有効桁数を見るのかということは、意味のあることだと思います。

【増田委員】

騒音・振動等で、常に基準値を満たしていない点がある点があると思います。それに対し事業者が、発破の量を減らす、また時間帯を決めて周辺民家には迷惑をかけないなどといった措置をとると回答しています。このことについて、周辺には民家が結構あり、これまでもすでに発破がされていると思いますが、今まであまり苦情がなかったという理解で良いのでしょうか。そして、今後事業を拡張するにあたり、今の保全措置のみで大丈夫なのでしょうか。

【事務局（榊田理事）】

環境影響評価は、環境影響評価条例に基づき出来るだけ影響を低減することを目的としており、基準を満たしていればそれで全て良いという趣旨ではありません。ですので、予測調査で基準値を超えていなくても事業者としては配慮するとしています。ただし、騒音規制法や大気汚染防止法など個別の法律は、環境影響評価に関わらず守らなければなりません。個別の法律で基準値を超えた場合、事業者は対策をしなければなりません。その対策をしなければ、個別の法律、例えば採石の認可を得ることができません。環境影響評価で事業者が実施する内容については、環境影響評価を所管する環境部局が各許認可部局と連携を取っていきます。また、仮に事後調査で新たな事態が発生した場合は、事業者は配慮するとなっていますので、ご理解いただければと思います。

【増田委員】

基準値を超えた場合に対処するということがありますが、やはり事前に対処すべきではないでしょうか。基準値を超えてからでは遅いのではないのでしょうか。

【事務局（榎田理事）】

事業者は、事業進捗に応じてフォローアップをすることになりますので、県としてはそれに指導を行っていきます。

【久会長】

他にご質問等ございませんでしょうか。それでは、本案件については、報告いただいた案のとおりとし、資料5の答申（案）の内容で当審議会から知事あてに答申することとしてよろしいでしょうか。

それでは、2つめの議事に移らせていただきます。「重阪最終処分場拡張事業に係る環境影響評価準備書に対する意見について」です。本案件につきましては、平成28年4月15日付けで、知事より当審議会あてに諮問があり、環境影響評価審査部会にて審議を行ってきたところです。

それでは、環境影響評価審査部会の藤井部会長より、その報告についてご説明をお願いします。

【藤井部会長】

重阪最終処分場拡張事業に係る環境影響評価準備書につきまして、平成28年4月15日付けで奈良県知事から諮問があったことを受け、環境影響評価審査部会では5月13日、7月8日、8月1日に環境影響評価審査部会を開催し、各委員から専門的知見により意見をいただいて審議を行い、とりまとめましたので報告します。事業概要、準備書の概要、部会審議の概要及び部会報告につきましては、事務局の方から説明していただきます。

【事務局（柳原課長、高木補佐）】

（資料7～12に基づき説明）

【藤井部会長】

以上をもちまして、「重阪最終処分場拡張事業に係る環境影響評価準備書について」の報告を終わります。

【久会長】

ありがとうございました。ただ今説明のありました本案件につきましては、委員各位のご意見を伺ったうえ、本日、答申をとりまとめたいと思いますので、ご意見・ご質問等がございましたらご発言をお願いいたします。

【中野委員】

三点質問させていただきます。

一点目は、今まで事業を実施する中で、どのような物を埋めても悪臭の影響のないよう対策がとられているのかということです。

二点目は、意見書に、夏場の悪臭が発生しやすい条件下において、そのことを書き留めて評価書に記載することとあります。評価書が出されるまでにやり取りはあると思いますが、夏場はもう過ぎるので、これは実際の夏場でないと評価しにくいのではないかと思います、どうされるのでしょうか。

三点目は、生態系について、移植などの実施について記載されています。移植後の結果はわかりませんと思いますが、移植するかどうか善処しているということでの評価でよろしいでしょうか。

#### 【事務局（梶田理事）】

まず一点目のご質問ですが、この事業箇所は、産業廃棄物及び一般廃棄物の最終埋立処分場です。最終埋立処分場の運営については、廃棄物処理法に基づき所定の法的基準を満たさなければなりません。また、この最終埋立処分場は管理型処分場で、埋め立てできる品目が決まっており、廃棄物処理法では、周辺の生活環境に影響を与えないようにしなければならぬと定められています。

二点目のご質問ですが、先ほど説明がありましたように、この処分場は主に汚泥の埋め立ての割合が多く、汚泥投入直後の臭気を測っています。汚泥の成分は主に粘土状の有機物ですが、日常業務の中でその他の廃棄物と混ぜることもありますので、夏場にどうなるか調査をすればどうかという意見があったところです。調査はこの夏に実施しているとのことであり、今後その報告を受けることになると思います。

三点目のご質問について、正式名は省略させていただきますが、ネズミやコオロギなどの生態系についてです。埋め立てのために伐採をし、地形を改善していくことで、その場所にいるネズミやコオロギがいなくなることが予想されます。事業者からその巣を周辺に移植するという提案もありましたが、部会委員から、ネズミやコオロギは周辺にたくさん生息しているかもしれないのでそういった調査も行ってはどうか、たくさん生息しているのであれば移植の成功率及び周辺に生息状況について考慮した上で対策をとるべきではないか、という意見があり、そういった趣旨で部会意見を書かせていただいています。

#### 【久会長】

動物は移動もできますし、周辺にたくさん生息しているのであれば、事業者が対処せずとも生態系としては十分成り立っていくのではないかと、という助言や意見もあったということです。私たちは現地でも立ち会いましたが、それほど強烈な臭いは感じておらず、重販の集落は森を越えたところにあるので、現状ではそれほど影響がないと部会では判断させていただいたところです。

#### 【浅利委員】

三点質問させていただきます。

一点目は、過去 23 年間の埋め立て量が 95 万立方メートルであり、今後 25 年間かけて今までのほぼ倍の 177 万立方メートルを埋め立てるということで、毎年あたりの搬入量がほぼ倍になるかと思えます。一方、準備書の 26 ページに交通計画があります。現在の埋め立て実績量と新規の埋め立て開始時の埋め立て量を比較すると 1.3 倍になるので、車両数も 1.3 倍で計算されていますが、新規埋め立て以降は、今の実績よりはるかに上回る車両が入る可能性もあるのではないのでしょうか。

二点目ですが、現在の処分場と今後追加される処分場を比べると、1 ヘクタールあたりの埋め立て量が非常に増えます。掘る分もあると思いますが、現状よりどれくらい上に盛り上がるのでしょうか、またそれが景観への影響を与えないという判断がされているのでしょうか。

三点目、過去には住民の方との軋轢があったとの話も伺っていますが、縦覧では意見の提出がなかつ

たということで、縦覧手続きや住民の方とのコミュニケーションに何か課題はないかお伺いできればと思います。

【事務局（柘田理事）】

まず一点目のご質問ですが、過去 23 年間の埋立量は、これまでの総量ということになります。今後 25 年間の計画は、現状の搬入量・搬入台数と比較して、1.3 倍になるということです。

二点目は、周辺の道路から一番高いところで埋め立て物がおよそ 20m、それ以上は積まないという計画です。

三点目の住民との関係ですが、県の廃棄物行政としましては、同意行政を継続しています。事業者が許可をとるにあたり、該当する住民の同意書を添付することとしているため、事業者は住民に対する説明会を経て許可申請に至るという仕組みをとっています。

【久会長】

他にご質問等ございませんでしょうか。それでは、本案件については、報告いただいた案のとおりとし、資料 11 の答申（案）の内容で当審議会から知事あてに答申することとしてよろしいでしょうか。以上で本日予定していた案件についての審議は終了しますが、他に何かご意見等はございませんか。

【中澤委員】

希望として、事前に郵送される資料を希望者にデータで見られるようにしていただけると助かります。環境にとっても、紙資源を減らした方が良いと思います。

【事務局（柘田理事）】

勉強させていただきます。事業者の成果物ですので、県としての扱い方について勉強させていただきます。

【久会長】

公文書としての取り扱い方など、最終的にデータで残ってしまうと問題があるかもしれないので検討していただきたいと思います。よろしいでしょうか。以上で審議は終了とさせていただきます。